審査会答申第3号平成30年2月15日

新座市長 並 木 傑 様

新座市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 神 橋 一 彦

新座市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成29年2月23日付け新大発第119号により諮問のあった公文書部分開 示決定に対する審査請求について、下記のとおり答申します。

記

### 1 審査会の結論

新座市(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業企業誘致支援者選定審査会会議録及び会議資料並びに新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の工事等に関する委託業務事業者選定審査会会議資料について、その一部を不開示とした決定は、別表3に掲げる部分を開示すべきである。

#### 2 審査請求人の主張の要旨

## (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、新座市情報公開条例(平成13年新座市条例第4号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月7日新大収第13号により新座市長(以下「実施機関」という。)が行った部分開示決定を変更し、更に文書の開示を求めるものである。

# (2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載に よると、以下のとおりである。

#### ア 審査請求書

不開示部分のうち、第3回新座市(仮称)大和田二・三丁目地区土地区 画整理事業企業誘致支援者選定審査会会議録別紙3から9までの「応募者 側の出席者の個人名」以外の部分について、不開示とするのは不当である。 イ 反論書

## (ア) 提案について

提案された多くの事項を「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」開示しないとするのは、情報公開制度そのものの趣旨からも不当で開示すべきである。

#### (化) 提案金額について

提案金額は全て不開示とされたが、平成25年9月24日の新座市議会全員協議会では「企業誘致支援者の募集に係る応募者及び提案一覧」として議員に資料配布されている。市民にも情報を開示すべきである。

## (ウ) 得点の内訳について

「得点の内訳」についても不開示とされたが、新座市議会では開示されている。不開示の理由が「得点の内訳のうち審査項目ごとの得点であるにもかかわらず、これを公にすることにより、当該評価が各応募者の社会的評価として捉えられ、当該応募者の正当な利益を害するおそれがあると認められることから開示しない」としているが、これは、市民が誤解するかもしれないから不開示とするということであり、こんな理由での不開示は不当である。

#### 3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のとおり説明している。

### (1) 本件審査請求対象公文書について

大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に係る企業誘致及び工事については、市の事業の公平性の観点から、公募によるプロポーザルにより行い、企業誘致及び工事のそれぞれの提案内容について、新座市(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業企業誘致支援者選定審査会及び新座市(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の工事等に関する委託業務事業者選定審査会の各審査会で、協議検討しながら決定した。

本件審査請求の対象は、この両審査会の会議録及びその資料について、平成28年10月24日付けで審査請求人が行った公文書開示請求に対し、実施機関が同年11月7日付けで部分開示決定を行った当該公文書のうち、審査請求人が開示を求める条例第7条第2号に該当するとして不開示とした部分である。

## (2) 条例第7条第2号の該当性について

不開示部分は、企業のアイデア、価格の算定の経緯・理由、企業の土地取得・建物建築の資金調達の仕方等を示す部分であって、これらを公表すると、競争相手となる他の企業が見たときに、企業の独自性や内情が分かってしまうなど、競争性を低める結果となる懸念がある情報と捉えられるものについては、条例第7条第2号に規定する法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するものとして、非公開とすべきと判断した。なお、本件審査請求を受け、当該不開示部分について再検討を行った結果、別表1のとおり、弁明書において新たに開示することとした。

#### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、会議録中の応募者側の個人の氏名を除く不開示部分について、開示しないのは不当であると主張するが、当該不開示部分については、 条例第7条第2号に該当するものである。

本件対象公文書に含まれる提案やヒアリングの内容自体は、企業のアイデアであったり、買取りの提示価格であったり、企業の秘密の情報と捉えている。設計に関しては、技術的な部分だけでなく、構想に当たる部分や、アイデアも含めて設計と捉えている。

一方で、提案内容は、地権者の利益や将来の市の税収に関わるものでもあり、影響も大きいので、秘密の情報であっても、地権者と市民の代表である市議会議員には、限定的に提案書の概要書を公表するということを募集要項の中に明記している。応募企業はそれを了解して提案している。そのため、応募企業の提出書類の中には、地権者及び市議会議員に対して公開したもの(平成25年9月24日の全員協議会において配布した提案概要書(開示請求の対象外文書)に提案内容が一部含まれる。)もあるが、これらについては、その事実をもって全て一般に公開すべきものというものではなく、開示請求に対しては、個々の情報について条例第7条第2号の該当性を判断し、不開示部分として決定した。

また、企業誘致及び工事の両審査会における各企業の得点については、平成28年第4回及び平成29年第1回市議会定例会の一般質問の要求資料として公開したが、これらについても、開示請求に対しては条例第7条第2号の該当性を判断し、配点の内訳については不開示部分として決定した。

よって、弁明書において新たに開示するとした部分(別表1)を除き、本件審査請求を棄却すべきと考える。

### 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- (1) 平成29年2月23日 諮問の受理
- (2) 同年3月9日 審議(論点整理)
- (3) 同年 5 月 1 7 日 実施機関の職員から口頭説明の聴取、本件対象 公文書の見分及び審議
- (4) 平成30年1月26日 審議(答申案)

#### 5 審査会の判断

当審査会は、本件審査請求の対象公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象公文書について

本件審査請求の対象は、実施機関が平成28年11月7日付けで部分開示決定を行った公文書のうち、審査請求人が開示を求める不開示部分(条例第7条第1号に該当する応募者側の出席者の個人名を除く部分)が含まれる公文書で、別表2に掲げるものである。

(2) 不開示情報該当性について

# ア 提案について

大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の企業誘致支援者及び商業施設立地事業者の募集(公募型プロポーザル)に係る募集要項には、応募者の承諾なしに提案書等を公表しないとしつつも、提案書概要については、市議会及び地権者へ報告等のために写しを配布することが明記されている。また、情報公開請求への対応についての記載は特にないが、通常、情報公開に係る記載の有無にかかわらず、開示請求がなされれば、対象文書を特定した上で不開示部分を検討し、開示等の決定を行うことになる。

本件大和田二・三丁目地区土地区画整理事業のプロポーザルに係る情報公開においては、非公開で行われた提案者のヒアリングの議事録(文書1から文書7まで)の内容に、提案に係る記述が含まれている。また、文書8は、第4回新座市(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業企業誘致支援者選定審査会に資料として提出した提案書の一部(創意工夫案)である。

当該議事録中の提案に係る記述及び創意工夫案は、環境配慮の具体的な対策や建設する施設に係るアイデアなど、提案者である法人の実績や経験

に基づき作成された創意工夫やアイデアを表したものである。この提案に係る記述については、当該事業の事業者として選定されるために、選定審査会で評価を受けることを目的として提出した提案書やヒアリング時に説明した提案の内容であることから、公にすることで同業他社に模倣されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。ただし、当審査会において当該文書を確認したところ、不開示とした提案内容の記述の全てが権利利益を害するものであるとまでは認められないことから、本件不開示部分の不開示情報該当性について、個別に検討した。

その結果、①質疑応答の流れから不開示部分が明らかであり、かつ提案 内容に係る記述とまでは認められない部分、②審査基準(公表)に基づき 行われた一般的な質問部分、③当該企業の実績又は対外的に示している方 針であって、開示しても不当に法人の権利利益を害するおそれのない部分、 ④提案とまでは言えない一般論的な記載部分、⑤法定の割合であって、開 示しても不当に法人の権利利益を害するおそれのない部分については、公 にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害 するおそれが認められないことから、条例第7条第2号の不開示情報には 該当しないため、別表3に掲げる部分について、開示すべきである。

# イ 提案金額について

提案金額は、具体的には土地購入の坪単価、施設の賃借料の坪単価、建設コストの坪単価及び税収試算額である。これらについては、提案者である法人の経営上の戦略として秘密に値するものであり、同業他社に知られることで、より安価な提案金額を算出する資料とされるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第7条第2号に該当し、不開示とするのは妥当である。

#### ウ 得点について

文書9及び文書10に記載されたプロポーザルにおける各企業の得点は、審査基準に基づいて採点されたもので、選定における企業の評価に関する情報である。この選定における評価は、必ずしも法人としての客観的な評価と一致するものではないが、当該得点が公にされると、法人としての客観的な評価と誤解されることにより市場における評価に不当に影響を及ぼしかねず、また、同業他社に評価項目ごとの点数が把握されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

本件資料の得点については、部分開示決定が行われた後で、市議会定例会の一般質問の要求資料として提出されたものの中に記載があり、全て公開されている。

そもそも、市議会の会議は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 115条第1項の規定に基づき、市民の意思が議会に反映されているかを 知らせ、公正な議会運営がなされているかについて市民が批判・監視でき るようにするため、公開を原則とする。また、市議会の定例会の一般質問 の要求資料については、傍聴人に対して従来情報提供(閲覧及び写しの交 付)を行っている。

今回、当該得点について市議会に対して公開したのは、土地区画整理事業の性質上、法人の権利利益の保護以上に、市民への説明責任を果たすことに重点を置いたためと考えられる。

そこで、議会で公開した情報について、情報公開制度において開示する ことができるかについて整理する。

本件得点は、条例第7条第2号の法人に関する不開示情報に該当することから、開示請求時に不開示決定を行っている。また、個人に関する情報は、慣行として公にされている情報を例外的に開示することが条例第7条第1号ただし書に規定されているが、法人に関する情報に関しては、この「慣行として公にされている情報」を例外的に開示する規定はない。条例第7条第2号ただし書の規定により法人情報であっても例外的に開示となるのは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要である場合に限られる。したがって、得点については、あくまでも法人の「正当な利益」を侵害するかどうかによって、条例第7条第2号の適用の可否を判断しなければならない。

議会において当該得点を公開したのは、本来、開示請求を行えば法人の権利利益保護のため不開示となるような情報であっても、市民に対して市政の説明責任を全うするために公表することが妥当であると判断し、必要な資料を配布した。そのような判断による議会への対応と、情報公開制度の適切な運用は、やはり切り離して考えるべきであり、開示請求がなされた際には、条例の不開示情報に該当するかどうかで、判断すべきである。

したがって、本件得点については、条例第7条第2号に該当し、不開示 とするのは妥当である。

## (3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、内野 伸之、大沢 修平、川島 鈴子、並木 實

別表1 再検討の結果、開示することとした部分の一覧

公文書の名	該当資	ページ及び	決定時に不開示と判	再検討した結果、
称	料	行数	断した理由	開示とする理由
(5) 第3回	別紙 3	2頁32行	 「設計、建築、誘	別紙4及び別紙
新座市(仮		目	致及び整備計画並び	6の応募者から、
称)大和田			に提案金額」につい	法人として一般的
二・三丁目			て記述しており、当	な情報であるとの
地区土地区			該情報が開示される	情報を得たため。
画整理事業		3頁30行	ことにより、応募者	市があらかじめ
企業誘致支		目及び31	の競争上の戦略が明	評価する項目の一
援者選定審		行目1文字	らかになることで、	つとして明示して
查会会議録		目	本件に類似する案件	いる事項に応えて
			があった際に本件の	いるだけの内容で
			内容を参考とされ、	あるため。
			応募者の競争上の地	
			位を害するおそれが	
			あることから、条例	
			第7条第2号に該当	
			し、開示しないこと	
			としたもの。	
	別紙4	6頁10行	「実施体制」につ	応募者独自の提
		目22文字	いての不開示部分は、	案ではあるものの、
		目から30	地権者に関する媒介	当該記述だけでは
		文字目まで、	等について、応募者	具体的に何を行う
		1 1 行 目	が特にできることを	のか類推できない。
		3 2 文字目	記述したものである。	このため、当該
		から36文	このため、企業の	記述が公にされた
		字目まで及	ノウハウ情報である	としても、応募者
		び12行目	と判断し、公にする	に不利益を与える
			ことにより、応募者	おそれは低いと判
			の権利、競争上の地	断したため。
			位その他正当な利益	
			を害するおそれがあ	

		ると判断し、条例第	
		7条第2号に該当し、	
		開示しないこととし	
		たもの。	
別紙 5	1頁18行	運営方法や体制等	「実施体制」に
	目から20	に言及したものであ	ついての質問者の
	行目まで	り、企業のノウハウ	問いに対し、答え
		情報に当たり、当該	の部分を不開示と
		情報が開示されるこ	したものであるが、
		とにより、本件に類	当該記述だけでは、
		似する案件があった	応募者の提案内容
		際に本件の内容を参	を具体的に類推す
		考とされ、各応募者	ることはできない。
		の競争上の地位を害	このため、当該記
		するおそれがあるた	述が公にされたと
		め、条例第7条第2	しても、応募者に
		号に該当し、開示し	不利益を与えるお
		ないこととしたも	それは低いと判断
		$\mathcal{O}_{\circ}$	したため。

# 別表 2

番号	対象となる公文書名
文書1	(5) 第3回新座市(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理
	事業企業誘致支援者選定審査会会議録の別紙3
文書 2	(5) 第3回新座市(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理
	事業企業誘致支援者選定審査会会議録の別紙 4
文書3	(5) 第3回新座市(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理
	事業企業誘致支援者選定審査会会議録の別紙 5
文書4	(5) 第3回新座市(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理
	事業企業誘致支援者選定審査会会議録の別紙 6
文書 5	(5) 第3回新座市(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理
	事業企業誘致支援者選定審査会会議録の別紙 7
文書 6	(5) 第3回新座市(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理
	事業企業誘致支援者選定審査会会議録の別紙8
文書 7	(5) 第3回新座市(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理
	事業企業誘致支援者選定審査会会議録の別紙 9
文書8	(8) 第4回新座市(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理
	事業企業誘致支援者選定審査会資料の資料 7
文書 9	(8) 第4回新座市(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理
	事業企業誘致支援者選定審査会資料の資料 8
文書 1 0	(11) 第3回新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の工
	事等に関する委託業務事業者選定審査会資料の資料1

# 別表 3

該当資料	開示すべき部分
文書1	1頁目の28行目の34文字目から29行目の15文字目まで
	5 頁目の23行目の3文字目から15文字目まで
	5 頁目の26行目の14文字目から21文字目まで
	5 頁目の28 行目の19 文字目から29 文字目まで
	5頁目の33行目の12文字目から19文字目まで
	6頁目の10行目の16文字目から23文字目まで
	6頁目の12行目の9文字目から16文字目まで
文書 2	1頁目の21行目の27文字目から35文字目まで
	4頁目の7行目の14文字目から17文字目まで
	4頁目の8行目の20文字目から9行目の16文字目まで
	4頁目の10行目の14文字目から25文字目まで
文書 3	3頁目の33行目の4文字目から16文字目まで
	4頁目の18行目の5文字目から23文字目まで
文書4	1頁目の19行目の17文字目から21文字目まで
	2頁目の2行目の12文字目から37文字目まで
	4頁目の4行目の3文字目から6文字目まで
	4頁目の4行目の12文字目から5行目の6文字目まで
	5頁目の8行目の3文字目から30文字目まで
文書 5	2頁目の13行目の15文字目から17文字目まで
	3頁目の2行目の27文字目から29文字目まで
	3頁目の21行目の35文字目から22行目の22文字目まで
文書 6	2頁目の3行目の31文字目から4行目の1文字目まで
文書 7	4頁目の30行目の2文字目から11文字目まで